

第百五十九回国
参議院
総務委員会
會議録
第四号

平成十六年三月二十三日(火曜日)

午後零時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事
景山俊太郎君
柏村 武昭君
山崎 力君
内藤 正光君
広中和歌子君

委員
狩野 安君
久世 公堯君
椎名 一保君
世耕 弘成君
山内 俊夫君
小川 敏夫君
高橋 千秋君
谷林 正昭君
松岡満壽男君
鶴岡 洋君
日笠 勝之君
八田ひろ子君
宮本 岳志君
又市 征治君

国務大臣
総務大臣
副大臣
事務副大臣
事務局側
常任委員会専門員
藤澤 進君
麻生 太郎君
山口 俊一君

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の

特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(景山俊太郎君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生総務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律は、新東京国際空港の周辺地域において公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十五年三月に制定されたものですが、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっております。

政府といたしましては空港周辺地域整備計画に基づく整備事業の推進に努めてきたところでありますが、諸般の事情により、一部の事業が法律の有効期限内に完了できない見込みであります。

このような状況にかんがみ、空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、この法律の有効期限を延長し、引き続き、国の財政上の特別措置を講じていく必要があると考えております。

また、平成十六年四月一日から新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されるため、所要の改正を行う必要があります。つきまして、その概要を次に、法律案の内容につきまして、その概要を

御説明申し上げます。

まず第一に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成二十一年三月三十一日までとするものといたしております。

第二に、新東京国際空港の名称が成田国際空港に変更されることに伴い、題名の改正などを行うことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(景山俊太郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対します質疑は後日に譲ることとしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号中「新東京国際空港を「成田国際空港」に改める。

附則第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第二条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び附則第五項中「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

